

厚生労働省水道渇水対策本部設置要綱

(目的)

第1条 厚生労働省水道渇水対策本部設置要綱は、渇水に際し、厚生労働省が実施すべき措置及びそのための組織を定め、水道における対策を円滑に推進することを目的とする。

(設置)

第2条 渇水対策に関する業務を迅速かつ的確に実施するため、厚生労働省健康局長は、次の各号に掲げるいずれかの状況が発生した場合に、健康局内に水道渇水対策本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

- 一 水資源開発水系における取水制限に伴い、水道事業において給水制限が実施され、国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
- 二 水資源開発水系以外の水系において、広い範囲で給水制限が実施され、国民生活又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
- 三 その他健康局長が必要と判断した場合

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、本部の事務を総括するものとし、健康局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、審議官（健康担当）をもって充てる。
- 4 本部員は、参事官（健康担当）、健康局総務課長、水道課長をもって充てる。
- 5 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 6 本部長は、必要に応じ、関係局課長の参加を求めるとともに、随時意見を聴取していくこととする。

(業務)

第4条 本部は次に掲げる業務を行う。

- 一 水道における渇水情報の収集・整理
- 二 関係省庁、都道府県、水道事業者及び関係機関との連絡調整
- 三 国民に対する渇水情報の提供及び節水に関する広報
- 四 その他渇水対策に必要な業務

(解散)

第5条 本部は、第2条の各号に掲げる状況が解消されたとき本部長が認めるとき解散するものとする。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、水道課で処理する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。